

平成28年度資格試験「年金数理」試験問題の訂正について

平成 29 年 7 月 14 日

試験委員会

平成28年度の年金数理の問題中、問題2の(3)の問題の<計算の前提>が不十分で、解答例として提示した解答が導けないことが判明しました。そのため、当該問題を以下のように訂正いたします。受験生および関係する皆様に大変なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。今後、このような不備が発生しないよう一層の注意を払って問題作成にあたってまいります。

問題2(3)①の解答例では P_1 の分子を、 $30 \times v^{30} \times (1+b)^{30} \times (1-q)^{30}$ としており、定年年齢に到達するまでに、30回昇給することを前提としています。一方、問題で与えられた条件では、期初に59歳の被保険者は「期末の定年年齢到達により脱退する」ため、翌期初の昇給はなく、期末の定年脱退まで29回昇給することとなります。従って、訂正前の問題文では、 P_1 の分子の正しい算式は、 $30 \times v^{30} \times (1+b)^{29} \times (1-q)^{30}$ となり、①の解答は、44.1%(解答例では45.0%)となります。したがって、解答例と異なる44.1%も「正答」といたします。なお、この場合においても②の解答の値は小数点以下第3位を四捨五入する関係で変更はありません。

なお、問題2(3)①を44.1%と解答した受験生は9名であり、当該9名に対し3点を加点したことによる合否判定結果への影響はありませんが、1名が新たに「成績優秀者」に該当します。

訂正箇所:問題2(3)①の問題文(訂正部分に下線を引いております。)

【誤】

問題2

(3) 定年退職時に「定年時給与×加入年数」、中途退職時に「退職時給与×加入年数×0.5」を一時金で支払う給与比例の制度がある。計算の前提を次のとおりとするとき、次の①、②の各問に答えなさい。また、必要であれば $0.95^{30} = 0.21464$ 、 $0.98^{30} = 0.54548$ 、 $1.015^{30} = 1.56308$ 、 $1.02^{30} = 1.81136$ 、 $1.05^{30} = 4.32194$ を使用しなさい。

<計算の前提>

- ・ 財政方式は加入年齢方式を採用
- ・ 予定利率は1.5%
- ・ 加入年齢は30歳、定年年齢は60歳
- ・ 標準保険料率は72.6%
- ・ 予定脱退率は定年年齢以外の全ての年齢で5.0%(脱退には加入中の死亡を含む)
- ・ 予定昇給率は定年年齢以外の全ての年齢で2.0%
- ・ 昇給、新規加入、保険料の払い込みは年1回期初に発生し、その順は「昇給→新規加入→保険料払い込み」とする

- ・ 定年退職による脱退は年1回期末、中途退職による脱退は年1回期央に発生する
 - ・ 期初に59歳の被保険者は、期央の中途退職と期末の定年年齢到達により脱退するものとする
 - ・ 給付の支払いは脱退と同時に発生する
 - ・ 中途退職時の給付額の算定において、加入年数は年未満切り捨てとする
- ① この制度の給付の支払いを定年退職時の給付のみ(中途退職時は給付の支払いをしない)とする制度変更をした場合の標準保険料率は $\boxed{a}\boxed{b}.\boxed{c}\%$ となる。空欄 a から c のそれぞれに当てはまる数字を解答欄にマークしなさい。なお、標準保険料率は%単位で小数点以下第2位を四捨五入して算定し、計算結果が10%未満となった場合は a に0をマークしなさい。

【正】

問題2

(3) 定年退職時に「定年時給与×加入年数」、中途退職時に「退職時給与×加入年数×0.5」を一時金で支払う給与比例の制度がある。計算の前提を次のとおりとするとき、次の①、②の各問に答えなさい。また、必要であれば $0.95^{30} = 0.21464$ 、 $0.98^{30} = 0.54548$ 、 $1.015^{30} = 1.56308$ 、 $1.02^{30} = 1.81136$ 、 $1.05^{30} = 4.32194$ を使用しなさい。

<計算の前提>

- ・ 財政方式は加入年齢方式を採用
- ・ 予定利率は1.5%
- ・ 加入年齢は30歳、定年年齢は60歳
- ・ 標準保険料率は72.6%
- ・ 予定脱退率は定年年齢以外の全ての年齢で5.0% (脱退には加入中の死亡を含む)
- ・ 予定昇給率は定年年齢以外の全ての年齢で2.0%
- ・ 定年退職による脱退は年1回期末、中途退職による脱退は年1回期央に発生する
- ・ 期初に59歳の被保険者は、期央の中途退職と期末の定年年齢到達により脱退するものとする
- ・ 昇給、新規加入、保険料の払い込みは年1回期初に発生し、その順は「昇給→新規加入→保険料払い込み」とする。ただし、期初に59歳の被保険者に限り、期初の昇給に加え、定年退職により脱退する直前にも、昇給が発生するものとする
- ・ 給付の支払いは脱退と同時に発生する
- ・ 中途退職時の給付額の算定において、加入年数は年未満切り捨てとする

① この制度の給付の支払いを定年退職時の給付のみ(中途退職時は給付の支払いをしない)とする制度変更をした場合の標準保険料率は $\boxed{a}\boxed{b}.\boxed{c}\%$ となる。空欄 a か

ら c のそれぞれに当てはまる数字を解答欄にマークしなさい。なお、標準保険料率は%単位で小数点以下第2位を四捨五入して算定し、計算結果が10%未満となった場合は a に0をマークしなさい。

以上